

議案第 1 号

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条見出し中「部、課」の次に「、室」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に当該右欄に掲げる室を置く。

教育総務課	学校再編推進室
-------	---------

第 1 4 条中「する課」の次に「及び室」を加え、同条教育部教育総務課の部の次に次のように加える。

（学校再編推進室）

- （1） 学校再編に係る学校の統廃合並びに設置及び廃止に関すること。
- （2） 学校再編に係る通学区域の設定及び変更に関すること。
- （3） 学校統合に係る通学方法に関すること。
- （4） 学校再編に関する実施計画の策定に関すること。
- （5） 学校再編審議会に関すること。
- （6） 統合準備委員会に関すること。

第 2 7 条の見出しを「（臨時又は非常勤の職員）」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

提案理由 学校再編推進室を新設することに伴い、所要の改正をするものです。